**研究助成に関する覚書**

公益財団法人とうきゅう環境財団（以下「財団」といいます）および本書末尾記載の者（財団からの助成を受けて研究を実施する者。以下「研究者」といいます）は、財団が実施する研究助成に関し、以下のとおり合意し、覚書を取り交わします。

**１．助成の目的、内容等について**

（１）財団は、別途、財団が研究者に対して交付する助成金決定通知書に記載のとおり、研究者に対して助成金を支払います。

（２）研究者は財団から助成金の支給を受けて助成の対象となる研究（以下「対象研究」といいます）を遂行し、財団はその成果等を広く一般に公表することにより、互いに協力のうえ環境の保全・改善を促進し、もって公益性の向上を目指すものとします。

（３）財団は研究者からの報告、質問、相談等には真摯に対応し、研究者は財団の定める規程や指示の内容を遵守し、互いに誠意をもって対象研究および助成事業を行うものとします。

**２．研究成果の報告等について**

（１）研究者は、財団の規程および財団の指示に従って、対象研究の終了後、成果報告書および収支報告書を財団に提出するものとします。

（２）研究者は、最終の成果報告書を論文形式で作成するものとします。また、研究の過程において報告会等の活動を実施した場合は、その記録を作成するものとします。

（３）研究者は、成果報告書等（研究の経過も含みます）の内容について、財団が任意に印刷物として複製・配布し、またはインターネット上に公開し、もしくは希望者にコピーを交付する等の方法によって広く一般に公開することについて了承します。

（４）財団の選考委員または事務局員が求めたときは、対象研究の途中経過または成果について、財団指定の方法により報告を行うことを、研究者は了承するものとします。

（５）研究者が、財団が主催する活動外で対象研究の経過または成果を発表（印刷物の発行、インターネットへの公開、報告会の開催等）するときは、財団から助成を受けている旨を表示するものとします。

**３．助成金の使途および会計等について**

（１）研究者は、助成金を、財団に申請した対象研究目的以外に使用しないものとします。

（２）財団の定める年度末（３月末日を指します。２年度にわたる研究においては中間年度末を含みます）に、助成金に剰余金が発生すると見込まれる場合は、研究者は財団にその旨を通知し、財団の指示に従うものとします。

（３）研究者は、助成金を他の資金と区分して、その支出を帳簿にもれなく記載し、かつ、財団の請求があった場合には当該帳簿を開示できるよう、助成金の使途に関するすべての証憑（領収書等）を保管するものとします。また、助成金の使途に関して財団が質問、調査等を行うときは、これに協力するものとします。

**４．選考委員および財団事務局とのコミュニケーション等について**

（１）研究者は、財団からの通知を遅滞なく確認できるよう、連絡先（変更する場合も含みます）を、予め財団に届け出るものとします。研究者は、財団からの通知を遅滞なく確認しなかったために生じた不利益について、財団に対し異議を申し立てないものとします。

（２）対象研究の途中または完了後において、財団の選考委員または事務局員が、必要に応じて対象研究の内容について質問し、もしくは対象研究に関連する活動の現場に随行する場合があることを、研究者は了承するものとします。

**５．その他**

（１）研究者が、やむを得ない事情により対象研究を中断または中止する場合、あるいは対象研究を他の者（共同研究者を含みます）に引き継ぐ場合は、事前に財団にその旨を通知し、財団の指示に従うものとします。

（２）次のいずれかに該当することとなった場合は、助成金（すでに使用した部分も含みます）をただちに財団に返還し、または、財団もしくは第三者に及ぼした損害を賠償することについて、研究者は異議なく了承するものとします。また、返還および賠償の義務は、対象研究が終了した後も存続するものとします。

　・助成金を、対象研究以外の用途に使用したとき

・対象研究の遂行または完成が不可能であると財団が判断したとき

　・研究者が財団の名誉を棄損し、または他者の知的財産権を侵すなどの行為により、財団に損害を与えたとき

　・財団の書面による事前の了承なく、対象研究の全部を他者（共同研究者を含みます）に委託したとき

　・研究者が反社会的勢力に該当することが判明したとき

（３）この覚書の内容について疑義を生じたときは、財団および研究者は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

　以上、合意成立の証として本覚書２通を作成し、財団・研究者がそれぞれ記名（署名）押印のうえ、各１通を保有するものとします。

２０１９年　　月　　日

【財　　団】

　東京都渋谷区渋谷一丁目１６番１４号

（渋谷地下鉄ビル）

　　　　　　　　　　　　　　公益財団法人　とうきゅう環境財団

　　　　　　　　　　　　　　　理事長　鈴　木　克　久

【研 究 者】

　（申請番号）

（住所）

　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※この覚書の内容をご確認いただき、末尾の「日付」「研究者」欄に２通ともご署名（自筆でお願いします）・ご押印（認印で可）のうえ、うち「１通」を、贈呈式から１０日以内に財団あてにご返送ください。

（とうきゅう環境財団）